

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たるときは、
翌日)

目 次

- ◇ 告 示 身体障害者福祉法による医師の指定
- 身体障害者福祉法施行令による医師の指定の取消し
- 健康保険法による保険医の登録
- 肥料の分析検査の結果の概要
- 保安林子定森林にする旨の通知
- 小型機船底びき網漁業等の許可の申請期間
- 土地改良区の役員の変更等の届出
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地の用途廃止
- 道路の位置の指定
- 鳥取県地方労働委員会の労働者委員の補欠委員候補者の推薦
- ◇ 公 告 歯科衛生士試験の実施

告 示

鳥取県告示第二百三十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年四月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科目 氏 名 勤 務 先

整形外科 福 田 佳 弘 米子市上福原一七五一
鳥取県立整肢学園

“ 高 勇 吉 境港市米川町四四
鳥取県済生会境港病院

外 科 祝 部 紀 穂 倉吉市下田中三四三
鳥取県立厚生病院

“ 国 頭 隆 鳥取県東伯郡赤碓町一九二〇
赤碓診療所

鳥取県告示第二百三十二号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第一条第二項の規定に基づき医師の指定を取り消したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により次のとおり示す。 告

昭和四十四年四月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科目	氏名	居住地又は勤務先
整形外科	須見幸広	清水整形外科病院
外科	石原文夫	米子鉄道病院
"	道中智勝	鳥取市立病院
"	塚田朗	鳥取赤十字病院
"	清水治	"
"	井上久孝	鳥取大学付属病院
"	干貫素直	"
眼科	近藤武久	鳥取県立厚生病院
"	元村武夫	"
内科	野坂綱定	"
"	渡辺元	境港市相生町六二
耳鼻いんこう科	岡東周文	米子鉄道病院

鳥取県告示第二百三十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十四年四月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住 所	登録の記号及び番号	登録の年月日
宮本 慶一	米子市上後藤三二	鳥医一、四一七	昭和四十四年三月十八日
守山 泰生	鳥取市富安二ノ五 奥村寿雄方	鳥医一、四一八	"

鳥取県告示第二百三十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年七月から十二月までに収去した肥料の分析検査の結果の概要を、同法同条第五項の規定により、次のとおり公表する。

昭和四十四年四月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

肥料の種類	保証票添付者	検査点数	うち合格点数
硫酸アンモニア	宇部興産株式会社	三	〇
腐植酸アンモニア肥料	北炭化成工業株式会社	三	〇
熔成りん肥	日之出化学工業株式会社	六	〇
沈でんりん酸石灰	新田ゼラチン株式会社	三	〇
魚かす粉末	株式会社中田商会	三	〇

魚荒かす粉末	〃	山口美彦	三	一
蒸製骨粉	〃	安宅産業株式会社	三	一
大豆油かす粉末	〃	不二製油株式会社	三	〇
なたね油かす粉末	〃	加藤製油所	三	〇
わたみ油かす粉末	〃	丸全製油株式会社	三	三
ひまし油かす粉末	〃	伊藤製油株式会社	三	〇
アミノ酸副産肥料	〃	中央化成株式会社	三	〇
第一種混合有機質肥料	〃	株式会社 中田商会	三	〇
第一種復合肥料	〃	大東肥料株式会社	三	〇
〃	〃	日産化学工業株式会社	三	〇
〃	〃	関西日産化学株式会社	六	〇
〃	〃	中央化成株式会社	六	〇
〃	〃	神島化学工業株式会社	二	〇
〃	〃	東亜合成化学工業株式会社	九	〇
〃	〃	石原産業株式会社	九	〇
〃	〃	日本瓦斯化学工業株式会社	三	〇
〃	〃	日本肥料株式会社	三	〇
〃	〃	株式会社 多木製肥所	三	〇
〃	〃	窒燐加肥料工業株式会社	六	〇
〃	〃	三興株式会社	三	〇
〃	〃	鳥取県経済農業協同組合連合会	二	一

〃	下中山農業協同組合	三	〇
〃	名和町農業協同組合	二	〇
〃	中浜農業協同組合	五	〇
〃	赤崎町農業協同組合	二	〇
〃	八橋果実農業協同組合	四	〇
〃	東郷農業協同組合	二	〇
〃	舎人農業協同組合	二	〇
消石灰	足立石灰鋳業株式会社	五	〇
〃	新中石灰工業株式会社	三	〇
炭酸カルシウム肥料	近江鋳業株式会社	三	〇
〃	清水工業株式会社	三	〇
〃	足立石灰鋳業株式会社	三	〇
〃	三栄鉄工株式会社	三	〇
けい酸質肥料	米田産業株式会社	三	〇
〃	志村化工株式会社	三	〇
〃	日の丸産業株式会社	三	〇

鳥取県告示第二百三十五号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年四月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林予定森林の所在場所

西伯郡中山町大字松河原字焼ヶ平一六一〇の一、一六一一の一、一六一二、一六一三、一六一四の一、一六一五から一六三五まで、一六三六の一、一六三七の一、一六三八の一、一六三九の一、一六三九の二、一六四〇の一、一六四一から一六五一まで、一六五一の二から一六五一の八まで、字中大平一六五二から一七四六まで、一七四六の二から一七四六の一九まで、大字高橋字釜塚一〇八二から一〇九〇まで、字東大平一〇九二から一一三〇まで、一一三〇の二から一一三〇の九まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部林務課及び中山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百三十六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十六條第一項に規定する小型機船底びき網漁業のうち手繰第二種漁業(えびけた網漁業)の許可の申請期間を昭和四十四年四月十一日から昭和四十四年四月二十五日まで

と定めたので、鳥取県海面漁業調整規則(昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号)第九條第三項の規定により告示する。

昭和四十四年四月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百三十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八條第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があったので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十四年四月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

大井手用土地利用改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 穠 近 始 東伯郡大栄町大字瀬戸

山 崎 祥 雄

坂 本 隆 春

谷 口 新 正

南 場 義 輝

石 丸 嘉 寿 美

監 事 山 辺 曆

田 中 正 昭

任期満了に伴い退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 谷 口 新 正 東伯郡大栄町大字瀬戸七六一

山崎 祥雄 六六ノ一
 生原 敏夫 三七九ノ一
 田中正昭 九一二
 石丸 嘉寿美 八一
 油本 登 六尾四一〇
 監事 山辺 睿 瀬戸五六九
 坂本 隆春 九一二
 昭和四十四年一月十日役員選挙の結果当选し一月十日就任 任期二年

福井土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 小谷 秀一 鳥取市福井

永見 文太郎

井上 増治

池原 幾男

福井 春男

池原 愛治

監事 佐々木 一男

任期満了に伴い退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 小谷 秀一 鳥取市福井二二二

小谷 知一 二二四

永見 文太郎 三五四

池原 幾男 三八八
 福井 春男 三七四
 高木 善正 二七九
 監事 池原 愛治 二五四
 佐々木 一男 三八〇
 昭和四十三年六月二十九日通常総会において総選挙の結果当选し七月十日就任 任期四年

大沢池土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 谷口 光春 鳥取市百谷

馬 淵 哲太郎 卯垣

馬 淵 秋男

河口 金次 百谷

松本 林造

田中 義雄

谷口 清水 滝山

伊藤 義雄

谷口 忠蔵

伊藤 利夫

監事 広田 幸治 小西谷

谷口 頼男 百谷

坂本 清蔵 滝山

竹内 寿蔵 小西谷

馬 淵 雄 卯垣

任期満了に伴い退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 谷口光春 鳥取市百谷二四〇

“ 上山吉平 “ 一九二

“ 谷口頼男 “ 一六二

“ 森本輝夫 “ 八二

“ 坂本清蔵 “ 滝山二九六

“ 谷口益男 “ 三一二の一

“ 浦木市春 “ 二

“ 森本寅吉 “ 三四一

“ 新辰雄 “ 小西谷五七

“ 馬淵哲太郎 “ 卯垣二一

“ 小林寿雄 “ 二一九の二

“ 柳原春三 “ 百谷五六

“ 伊藤利夫 “ 滝山三〇〇

“ 竹内寿蔵 “ 小西谷三二

“ 馬淵雄 “ 卯垣二五

就任 任期二年

昭和四十三年三月五日通常総会において総選挙の結果当選し三月十五日

就任した役員の氏名及び住所

理事 坪内寛正 西伯郡西伯町大字原三九八

“ 田中賢一 “ 四一〇

“ 井上虎雄 “ 北方七四三

“ 北尾延安 “ 原四三二

“ 北尾久芳 “ 四六四

“ 渡辺作二 “ 三七八

“ 加納左右 “ 三七二

“ 北尾成就 “ 五一四

“ 竹本淡 “ 四一九

“ 坪内忠良 “ 三九三

“ 田中栄一 “ 一四八

“ 加納倍男 “ 一四六

“ 伴藤与一 “ 北方七六六

“ 松本清 “ 七二六

“ 遠藤頼己 “ 七五五

“ 陶山高 “ 四八四

“ 瀬尾正 “ 猪子路八六

“ 井原浩二 “ 福成二〇七五

“ 田辺宗之 “ 原七三四

“ 坪内包彦 “ 三六八

“ 陶山和憲 “ 猪子路九八

“ 松本敏満 “ 北方七二三

昭和四十四年二月四日設立認可申請人において選任し二月四日就任

期は第一回通常総会まで

中井手土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 前田雪寿 西伯郡中山町田中

“ 江原隆英 “ 栄田

任期満了に伴い退任

監事 中川 岩藏 西伯郡中山町田中
江原 繁藏 柴田

昭和四十二年三月十二日通常総会において総選挙の結果当選し五月十二日就任 任期四年

七ヶ堰土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 亀尾 忠治 西伯郡西伯町大字福成

植田 時男

亀尾 友典

野口 忠次郎

野口 好雄

早田 英雄

大塚 元計 清水川

島 広忠 境

宮倉 房次

田子 広高

六宮 彦一郎 会見町大字三崎

富永 亀雄 寺内

石田 武治

竹中 英行

植田 泰治 西伯町大字福成

岩崎 賢治

西村 寿一 会見町大字寺内

任期満了に伴い退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 森本 久男 岩美郡福部村大字湯山八一六

岡部 誠一 七六

田中 義人 二四

前川 儀三郎 八六(合併)
九四

山根 唯雄 七四二

岡本 富士夫 七〇七

湯邨 健三 八一三

宿院 義則 四三

中山 敏男 七二四

小谷 博文 一〇四

昭和四十三年十二月一日臨時総会において補充選挙の結果当選し十二月

二日就任 任期昭和四十五年一月十九日まで

鳥取県告示第二百三十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、上灘土地改良区の定款の変更を昭和四十四年四月三日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十四年四月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百三十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年四月三日から用途廃止し

た。

昭和四十四年四月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
西伯郡日吉津村日吉津字海川橋本 八三五ノ二番地先から		三二一・二五	水路敷
〃	一〇〇五ノ一番地先まで		

鳥取県告示第二百四十号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十四年四月三日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十四年四月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所 及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市東福原 八九一 原田龍太郎	米子市東福原字大向西境 九六五の五 九六八の七 九六八の八 九七〇の四	幅員 四・五〇メートル 延長 三〇七・三メートル

- 九七〇の四地先農道
- 九七三の八
- 九七三の九
- 九七三の一〇
- 九七三の一
- 九七三の一二
- 九七六の三
- 九七七の一〇
- 九七七の一
- 九七七の一二
- 九七七の一三
- 字大向灘道西
- 九九一の四
- 九九一の四地先農道
- 九九三の二
- 九九三の二地先農道
- 一〇〇四の三
- 一〇〇四の六
- 一〇〇四の六地先農道
- 一一一三の五
- 一一一九の四

一一二〇の三
一一二〇の四
一一二一の二
一一二六の二
一一三八の二三

鳥取県告示第二百四十一号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に関し、次のとおり第二十二期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定により推薦を求める。

昭和四十四年四月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第二十二期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領

一 推薦する者の資格

鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条の規定に適合する労働組合であること。

二 推薦される者の資格

労働組合法第十九条第八項前段に規定する者でないこと。

三 推薦手続

(一) 推薦書(様式(1))を推薦期間内に、所轄労政事務所を経由して知事に提出すること。

(二) 労働組合資格審査申請書(様式(2))を推薦期間内に、所轄労政事務所を経由して鳥取県地方労働委員会に提出すること。

四 推薦することができる候補者の数

制限はないが、二人以上の場合は、順位を付すること。

五 推薦の期間

昭和四十四年四月十一日から昭和四十四年四月十八日まで

様式(1)

推薦書
鳥取県知事 殿
所在地
労働組合の名称
代表者名

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会の労働者委員の補欠委員候補者として次の者を推薦します。

氏名	生年	現住所	労働者の所属組合の名称及びその地位	労働者の所属職場の名称及びその地位	経歴	備考

(注) 「経歴欄」には、年月日順に学歴、職歴、組合歴等をできるだけ詳細に記入すること。

様式 (2)

労働組合資格審査申請書

年 月 日

鳥取県地方労働委員会

会長

殿

所在地

労働組名

代表者名

㊦

鳥取県地方労働委員会の労働者委員の補欠委員候補者の推薦手続に参加したいので、労働組合法第5条第1項の規定により資格を審査してください。よう下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 労働組合の規約
 - 2 労働協約
 - 3 その他資格の立証に必要な資料
 - (1) 役員名簿
 - (2) 経理状況
 - (3) 従業員数及び組合員数 (男女別)
 - (4) 組合事務所の借上状況
 - (5) 福利厚生への援助を受けている状況
- (資格を立証するため、地方労働委員会に手続中のものは、その旨付記すること。)

公 告

歯科衛生士法 (昭和23年法律第204号) 第3条に規定する歯科衛生士試験を次のとおり実施する。

昭和44年 4月11日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 1 実施場所 鳥取市戎町325番地 鳥取県立歯科衛生士学院
- 2 実施期日 学科試験 昭和44年 4月19日 午前9時から
実地試験 昭和44年 4月20日 午前9時から
- 3 受験願書の提出期間 昭和44年 4月11日から 昭和44年 4月16日まで